

府中市情報公開・個人情報保護審議会会議録
(平成23年度第1回)

1 日 時 平成24年 1月13日(金)
午後3時から午後4時30分まで

2 場 所 府中市役所北庁舎5階 食堂横会議室

3 出席者

(1) 委 員 (会 長) 鹿島秀樹
(職務代理者) 和 中 信 男
植 田 仁 朗
加 藤 哲 実
菅 野 修 逸
北 谷 博 和
根 岸 光 紀

(2) 市職員 市民生活部総合窓口課 榎 本 浩
市民生活部総合窓口課窓口第1係長 渡 辺 良 江

(3) 関係者 警視庁府中警察署府中警察署 中 西 實

(4) 事務局 政策総務部広報課長 赤 岩 直
政策総務部広報課課長補佐 加 藤 康 生
政策総務部広報課広聴担当主査 平澤佐一郎

4 議 題

- (1) 会長及び職務代理者の選出について
- (2) 会議の公開について
- (3) 個人情報の外部提供に係る諮問について (審議事項)

5 議事要旨 別紙のとおり

平成23年度第1回 府中市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

(事務局) 本日はお忙しい中ご足労いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから平成23年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会を開会させていただきます。

まず、委嘱状の交付についてご説明をさせていただきます。本来ならば、市長から、委員の皆様一人ひとりにお渡しするべきところでございますが、委嘱から審議会の開催までしばらく間隔がありましたので、事前に送付させていただいております。これをもちまして、委嘱状の交付に代えさせていただきますことを、ご了承くださいますようお願いいたします。

なお、委員の皆様の任期は、府中市情報公開条例第34条第3項の定めるところによりまして、委嘱日から2年間となりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、まず、広報課長からご挨拶申しあげます。

(広報課長) 改めましてこんにちは。広報課長の赤岩と申します。本日は本当にお忙しい中、当審議会の方にご足労いただきまして、誠にありがとうございます。今回が第1回目ということで、簡単にお話をさせていただきますと、本市の情報公開につきましては、市民の皆様からのニーズがますます高まっている傾向にございまして、我々も積極的に情報公開を進めていくところでもありますけれども、その一方で個人情報という非常に市民の皆様が神経を使われている部分もございまして、そこをしっかりと保護をしなければいけないという状況もございまして、そのような状況において、日々、色々と難しい案件が我々事務局の方にも沢山入ってくるような傾向にありますことから、この審議会において、委員の皆様にご意見を伺うことがますます増えてくるものと思いますので、お忙しいところ大変申し訳ございませんがご審議の方よろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが私の挨拶にさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局) それでは、次に、会議次第2としまして、委員の皆様を紹介申しあげます。紹介順は、五十音順とさせていただきます。はじめに、植田仁朗様でございます。次に、鹿島秀樹様でございます。次に、加藤哲実様でございます。次に菅野修逸様でございます。次に、北谷博和様でございます。次に、根岸光紀様でございます。そして、和中信男様でございます。

なお、本日は他の2名委員でおられます岩田正美様、志水清隆様につきましては、ご都合により欠席とのご連絡をいただいております。以上が審議会委員の皆様でございます。

続きまして、事務局職員を紹介いたします。広報課長の赤岩でございます。広報課長補佐の加藤でございます。そして私、広聴担当主査の平澤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、本日の諮問事項に関係いたします担当課職員ならびに府中警察署署員を紹介いたします。順に自己紹介をお願いいたします。

(総合窓口課) 総合窓口課の榎本と申します。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(総合窓口課) 同じく総合窓口課窓口第1係長の渡辺と申します。よろしく願いいたします。

(府中警察署) 府中警察署の中西と申します。よろしく願いいたします。

(事務局) それではここで、本日の会議資料の確認をさせていただきます。不足の資料がございましたら、お申し出くださいますようお願いいたします。

はじめに、事前にお配りした資料を確認いたします。

まず、諮問事務一覧表がございます。

次に、担当課からの依頼文書の写しがございます。

次に、府中警察署からの提供依頼文書がございます。

ここまでが事前にお送りした資料でございます。

次に、本日お配りしました資料を確認いたします。

まず、本日の会議次第がございます。

次に、諮問文書の写しがございます。

次に、府中市情報公開・個人情報保護審議会規則がございます。

次に、府中市個人情報の保護に関する条例がございます。

次に、同条例施行規則がございます。

最後に、府中市内居住者の高齢者データについてと表題のついた資料がございます。

以上となりますが、皆様、不足の書類等ございませんでしょうか。

それでは次に、会議次第3の(1)、本審議会の会長及び職務代理者の選出に移ります。府中市情報公開・個人情報保護審議会規則第3条の規定に基づき、会長につきましては、委員の互選、職務代理者につきましては、会長の指名となっております。よろしくご協議をお願いいたします。

(委員) よろしいでしょうか。前回の任期において会長をお務めになっておられた、弁護士の鹿島先生に再度会長職をお願いするのがよろしいかと思いますが、皆様はいかがでしょう。

(事務局) 鹿島委員よろしいでしょうか。

(会 長) はい。お受けいたします。

(事 務 局) それでは、鹿島会長は、席の移動をお願いいたします。

(事 務 局) 次に、鹿島会長に職務代理者の方を指名していただきたいと存じます。

(会 長) それでは、私の方からですね、前回の任期でも職務代理者をお務めいただきました、和中委員にお願いしたいと考えていますが、和中委員お受け頂けますでしょうか。

(委 員) はい。お受けいたします。

(会 長) よろしくをお願いいたします。

(事 務 局) それでは、和中委員は席の移動をお願いいたします。

(事 務 局) それでは、ここで、鹿島会長からご挨拶をいただきたいと思えます。会長、よろしくをお願いいたします。

(会 長) それでは、会長を務めさせていただくことになりました鹿島秀樹でございます。よろしくをお願いいたします。初めてお会いする方も何人かいらっしゃいますので、簡単に自己紹介をしておきますと、私は府中市内で弁護士をしております、その傍らというか、むしろこちらが本務と言わないといけません、亜細亜大学法学部で民法学の教授をしております。そのような訳で弁護士兼大学教師ということで、また、情報公開に関しましては、情報公開審査会の方でも会長を務めておりますので、一応情報公開・個人情報保護の問題につきましてはプロということになります。

結構難しい案件が時折この審議会にも参りますので、皆様

と良く議論をして、法規や条例の趣旨に従った適切な答申を
させていただければと考えております。よろしく願いいた
します。

(事務局) ありがとうございます。さて、本日の審議会でございま
すが、7名の委員の方々にご出席いただいておりますので、
府中市情報公開・個人情報保護審議会規則第4条第2項に定
める、会議を開くことができる出席委員の人数を満たしてお
りますことをご報告いたします。それでは、ここからは、鹿
島会長に議事の進行をお願いいたします。

(会長) それでは、議事の進行をさせていただきます。事前配布さ
れてある式次第で申しますと「会議の公開について」という
点でございますが、府中市情報公開条例第32条には、会議
の公開の原則というものが定められておりますので、この趣
旨を勘案して、本審議会の議事は原則公開ということにしたい
と思っておりますが、皆様そのようなことでよろしゅうございま
すか。それではそのような前提でこの会議を進めさせていただ
きたいと思っております。

次に、会議次第3の(3)審議事項について、事務局から
説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、ご説明いたします。今回は、府中警察署長から
受けました「高齢者に対する犯罪予防及び各種事件事故の未
然防止を図るために、市内の60歳以上の高齢者の個人情報
」の外部提供依頼を受けましたことについて諮問するもの
です。ここで、諮問する理由につきまして、若干、説明させ
ていただきます。本日の議題となっております「個人情報の
外部提供」につきましては、府中市個人情報の保護に関する
条例第14条に規定がございますので、読み上げさせていただきます。

(条文読み上げ)。

このたびの事案につきましては、同条第3項第5号に定められております、他の地方公共団体等に提供するものになりますが、提供を行うこととなります個人情報 の件数が非常に多いため、この規定に該当する事案であるかの判断を慎重に行う必要があると考え、同条同項第6号の規定に基づき、本審議会に諮問させていただきました。

それでは、ここで、諮問書を読み上げさせていただきます。

(諮問書朗読)

以上でございます。

それでは、続きまして、当該外部提供の依頼元であります府中警察署の府中警察署から、当該外部提供を依頼された理由や、提供後の具体的な対応などをご説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

(府中警察署) お手元にA4版3枚の資料である「府中市内居住者の高齢者データについて」をお配りしております。この資料は、簡単に3項目に分けて高齢者の状況等をまとめたものとなります。昨今、振り込め詐欺をはじめ、交通事故等々、高齢者が非常に犯罪に巻き込まれるケースが多いということで、是非とも警察の方でも高齢者の居住実態を把握して、犯罪や事故に巻き込まれることを事前に防ぐために、現在も色々と案を練っておりますが、どうしてもデータが無いことには、施策がなかなか進められないということもあわせて、是非ともご審議いただいて、データの提供をいただきたいところであります。交通事故に関しましては、2枚目の資料に表やグラフで状況をお示ししております。また、府中管内につきまし

ては、振り込め詐欺は被害者の87%以上が高齢者となっております。また、同管内の交通事故の死亡事故に関しましては、67%、7割近くが高齢者となっております。最後の資料は、昨今ニュース等で見られた方もおられると思いますが、高齢者の方がアクセルの踏み間違いにより、ATMに並んでいた方が跳ねられて、多くの方が負傷する惨事が起きましたので、参考として付けさせていただいたものになります。そういうこともありますので、是非とも提供していただきたいと考えておりますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

(会 長) はい。説明は終わったようであります。それでは、当該個人情報外部提供につきまして、委員の皆様から、ご質問等がありましたら、お願いいたします。どうぞ自由にご発言ください。

(委 員) 60歳以上の高齢者という言葉が使われておりますので、実は私62歳なのでもうそこに入ってくるのかなと思うと、私自身も車を運転して長距離も走りますが、まだ、それほど問題はないのではないかなという感じを受けているのですよね。だから、年齢的に60歳というものが基準となるのがいいのかどうかという感じを多少受けています。もちろん情報つかむという意味では、60歳からが良いのかもしれませんが、まだ現役バリバリの人間がなかなかこのような対象となることに、個人的にはどうなのかなという感じが多少あるのですけれども。

(会 長) 少し私の方から、警察のご担当の方に伺いたいのですが、頂戴したペーパーの2枚目ですかね、統計が出ていますが、その2の5というところで、年齢別死傷者数、23年11月末という表が出ている訳なのですが、この表によると高齢者

というのは、要するに65歳以上の人間を枠で囲っているのですね、これはこれで65歳以上が高齢者だというのはある程度分かることは分かるのですけれども、今回の外部提供に関する申し出に関しては、60歳以上の高齢者という用語で括っている。そのご趣旨について説明いただけますでしょうか。

(府中警察署) 警視庁では交通関係ですと65歳を高齢者という定めをしているのですが、犯罪の発生状況について、振り込め詐欺に関しましては、60歳と言わずに50代でも騙される方もいることから、犯罪、あるいは災害等々の防止を図りたいこともありますので、その辺で幅広くさせていただく必要があると考えております。

(会 長) 分かりました。

さて、初めてこの審議会にご参加いただいている委員の先生方もいらっしゃいますので、若干ですね、条例に基づく議論ということになりますので、議論の枠組みに関して、僭越な申出で恐縮でございますが、お話をさせていただきたいと思っております。

先程担当官が朗読した条例の第14条をご覧いただきたいと思っております。府中市個人情報の保護に関する条例という全体で7ページある資料の3ページ目にあります。全体が4項から成り立っているこの条文は、今後の審議会でももっとも使われる頻度の多い条文ということになるのですが、この第1項では、要するに、個人情報を収集するその利用の目的を越えた使用をすることが基本的に禁止されていて、次の第2項では、収集した個人情報の外部への提供が禁止されているということになります。そうですから、今回は警察という外部に提供することになりますので、この14条の2項に抵触してくるということになります。そのため原則禁止になります。

ただし、次の第3項で、前2項の規定に関わらず、実施機関は次の各項の何れかに該当する場合には、第1項に定められている目的外利用、または第2項に定められている外部提供、このような原則として禁止されている行為ができることになりまして、その後の第1号から第6号に、例外的に外部提供ができる、あるいは目的外利用ができる、そういうケースが例示されております。今回のケースは、提供する相手が警視庁府中警察署、自治体警察ということになりますので、地方公共団体への提供に関する第3項第5号をご覧いただきたいのですが、市の実施機関内で利用する場合、または国もしくは他の地方公共団体に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき、まず、これに当たるのではないかということが前提として問題になります。その時に、警視庁府中警察署というのは、地方公共団体の中に一応該当するであろうというふうに解釈されます。この解釈はほぼ問題ないところだと思っておりますが、その次に、事務に必要な限度での使用という括りと、使用することに相当の理由があるという括りの2つがございます。この2つをクリアしないと地方公共団体に対する外部提供ができないということになります。そうですので、地方公共団体の提供という点では問題は無いのですが、今回の提供は60歳以上ということになりますので、非常に件数が多いということで、事務に必要な限度で使用しというこの規定をクリアできるかという点が問題になってまいります。あるいは、市長からの実施機関からの諮問には書かれてはおりませんが、使用することに本当に相当な理由があるのかということも、一応、解釈論上は問題になり得るところということになります。皆様の議論ご意見を伺いたいのですが、相当な理由が全くないということではどうもなさそうなケースなのだろうなという気はします。ただし、件数が多いので、事務に必要な限度の使用であるかという点は、かなりきちん

と議論して方針を決めていかなければならないということになります。そのような事情がございますので、この第3項第5号に当然に当てはまるというふうには、容易く解釈できませんので、その次の第6号、各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聞いて、公益上特に必要があると認めるときとの要件につながっていきます。まずは、審議会の方で、事務に必要な限度の使用かという第5号をクリアできる条件がそろっているかということを一応検討したうえで、さらに6号において公益上特に必要があるというふうに認めるべきかという議論を皆様としたうえで結論を出すという手順ということになる訳です。論点としてはいくつかありまして、まず、高齢者の方というものをピックアップして、この方に関する個人情報というものを警察に提供するという点に関して、相当な理由あるいは公益上の特別な必要性といったものを認めることができるのかという議論。もう一つは、そのこと自体は問題ないというふうに考えたとしても、60歳以上というかなり広い範囲で外部提供を行うことについて、合理性があると言えるのか、事務に必要な限度を超えるものではないのかという議論であり、これらについて議論していただくこととなります。そうですので、議論の道筋といたしましては、まずは、こうした高齢者に関する個人情報というものを警察の方に提供するという点、そのこと自体に相当性や公益上の必要性があるかという点について議論いただくのが適切かと存じます。この点について、皆様ご意見を是非ともここでお話いただければと思います。

(委 員) よろしいですか。

(会 長) どうぞ。

(委 員) 私は、現在府中市の多磨町に住んでいるのですが、昨年末で確認した時点では、府中市の1年間の振り込み詐欺の件数は23、4件ですよ。金額にしても6,000万円弱と聞いているのです。その件数と被害総額がですね、果たして、第14条第3項第4号に記載されている、緊急やむを得ないという条項に適合するのかどうかという点に関しては、件数的にも金額的にも非常に少ないような気が一つするのです。そうですから、その辺に関しては、私は少し疑問があります。それと、先程からある60歳以上ということについてですが、私どもの自治会でも今60歳以上が50%越えているのです。そうすると、府中市内では相当の人数がいらっしゃる訳なので、警察署だけでは、諮問書にあるような巡回だとかそういうことの対処ができないだろうと、不可能だろうと思っているのです。そうすると、自治会に下ろしたりするというようなケースになってくれば、データがさらに拡散する心配がある訳ですよ。そうですから、その辺がどのように警察署として、このデータを活用されるのか、その辺の実態を聞かせていただかないと非常に難しい問題があるのではないかという気はするのですが。

(会 長) 60歳ということになると、府中市民でいうと、何人くらいになるのでしょうか。

(総合窓口課) 60歳以上人口がですね、1月1日現在では63,059人になります。

(会 長) ちなみに、65歳以上だと何人ですか。

(総合窓口課) 65歳以上ですと、46,560人です。

(会 長) 46,560人。

(委 員) 全体では25万何千人ですか。

(総合窓口課) 外国人登録者と合わせますと、約251,000人ですね。

(委 員) 割合的には結構なものですよね。

(総合窓口課) 40%近くになりますかね。

(会 長) これで外部提供する情報の項目は、具体的にどのようなものになるのでしょうか。

(総合窓口課) 実際には、基本4条項だと思いますが、住所、氏名、生年月日、性別ですね。

(会 長) それで、これを6万人分警察でストックして、何を具体的にするのでしょうか。ここに少し、巡回連絡や指導というようなことをお書きになっていますけれども、6万人以上各世帯を回って行く訳ですか。

(府中警察署) 基本的にはそういうことになります。それと注意喚起をする資料を配布したりもしますが、やはり訪問など足で稼ぐ対応になります。振り込め詐欺もですね、常にチラシだとかそういう広報はしているのですが、なかなか浸透しないというところがありましてですね、対象となる方々に直接指導したり、あるいは訪問してお話したりというところがないとなかなか浸透していかないと思っています。交通事故も同様です。今までは、そういうデータは無くてもですね、交番の方で巡回して把握はしておりますけれども、把握している以外にも沢山高齢者の方がおられますので、警察で把握している以外の方をさらに把握したいと考えておりますので、データとして欲しいと思っています。

(委 員) 目的としては住民を守るという姿勢の方からですよ。今60歳の枠というより、例えば私の場合ですと、家族子どもも居ますので、ある意味では、子ども達がお父さんを見てくれていますよね。そうですので、生計を同一にする人が居ない孤独的な人、この方々がどうしてもやはり、どこにふっていいのかどこに聞いていいのか分からないというケースがでてくる可能性はあるのかなという気がするのですよ。そこに例えば60歳枠を当てはめるとかであれば、多少はあってもいいのかなと思います。あと、先程言ったように、4万5万資料を提供された時に、当然その活用となると、活用しない資料提供するのは、これは大きな問題になってくると思いますので、やっぱり4万人5万人資料を貰って、預かった方が本当に活用してくれるのだったらいいけれど、実際に言うのは簡単だけれども、実行となるとすごく難しい問題なのかなと私は思っていますけれども。

(委 員) 現実問題として作業としては大変なことだと思います。

(会 長) この手の依頼みたいなものが、余所の行政組織の方から地方公共団体に投げられてくる時というのは、例えば今回の件で言うと、府中警察署という1つのブランチが、60歳という線引きを独自にやって集めましょうというように決めている訳はなくて、警視庁の方から話があった訳ですよ。違いますか。

(府中警察署) そうですね。そういう施策がありますので、他の自治体さんの方にもお願いしてですね、提供いただいているところもあります。この施策に基づいて、各警察署で犯罪を減らしていこうというようなことで、府中市にもそういう話で進めていただいているところです。

(会 長) これは当然、警視庁の生活安全部のそれなりの人が考えて、60歳でたぶん線引きしたのだろうけれども、その60歳で線引きをした趣旨ということは、府中警察署みたいなランチには全然説明とかは無いのですか。

(府中警察署) 説明というか65歳、60歳というような話がありました。

(会 長) 当然、警視庁の生活安全部の方でも、絶対に60歳にしたら、えらく数が多くなるから、60歳にしようか65歳にしようかという年齢のその下限を切ることの議論が絶対されているはずなのですよ。その時にどういう理屈であえて60歳というかなり低めのところに設定したのか、その趣旨が知りたいのです。

(府中警察署) 通常、交通部では65歳ということで、他の自治体さんも65歳ということにしているのですが、府中警察署としては、65歳というところの線引きはあるのですけれども、やはり60歳以上の方でも犯罪に巻き込まれたり、災害に巻き込まれたりということを勘案して決めたもので、60歳というのは府中警察署の考えになります。

(会 長) 余所の自治体では65歳でセッティングしているのですか。良い情報が出てきたと思います。だから、要するに、警視庁本体では、65歳ぐらいのラインで引いているところが基本的にあって、あとはランチごとにある程度の裁量は認めるよみたいな話で、各自治体からこのような個人情報保護審議会のそれなりの前向きな答申を得られたら、そういう情報提供を受けるようにというような話があるのでしょうか。その中で、府中市の場合にはやや上乘せ的に60歳までフォローしましょうという選択をされて、こういう形で依頼があった。そういう趣旨ですね。

(府中警察署) そうですね。

(委員) 府中警察署だけで管理、運営するということですか。

(府中警察署) 府中市のものは、府中警察署だけで管理します。

(委員) 6万人を管理できるという体制があるのですか。

(府中警察署) 管理はできます。

(会長) 今の管理というものは、情報の管理ということであれば管理はできる訳だけれども、たぶん委員からのご指摘というのは、6万数千人の60歳以上の高齢者を、現実的に犯罪から守るという犯罪予防的な実質的活動ができるのですかという、そういう趣旨の質問であると思いますが、それはできるのですか。

(府中警察署) 全部一人ずつという訳でなくて、府中警察署でも、常に3万人4万人ぐらいまでは把握していますので、それ以外にも未把握の部分があると思いますので、その部分をやはり把握したいと思います。

(委員) 周知を図る方法というのは、人を限定しなくても、府中市民25万人に対して、広告などいろんな角度で周知は図れると思います。前にもありましたけれども、例えば、未成年者の問題、または犯罪者の問題、いろんなグループがありますよね、そういうものを一つの枠にはめてしまっているのかどうか、すごく難しい問題も出てくるのかなと思います。そういう意味では、周知を図るのであれば、例えばこういう振込み詐欺を、今年が多いから気を付けてください、特にお一人の方はこうですねと、そういうものはみんなから呼び掛けて、

それで周知していくという方法もあるのかなと思います。実際に、本当に6万人の方にやり取りして貰えとしたり、すごく素晴らしいことだと思いますが、現実的にやはり費用的な問題を含めて、なかなか難しいのではないかと思います。実は、私は警察の方でも4年間委員をやらせていただいでいて、その犯罪関連の難しさも良くお聞きして承知していますので、資料が集まるとまた逃げづらいものもできあがりつつあるのかなと思います。逃げるという言葉は悪いですが、資料が有るのになぜ活用していないのだとなってしまうと、逆の意味で辛いことも出てくるのかなと思います。だから、集めるのはある程度、本当に必要最小限に留めた方が、そういう面では、会長が言われたように、もう少し年齢的問題は高くあっていいのかなと思います。

(府中警察署) その辺りは審議していただいて、65歳以上ということでも可能だとは思いますが、なかなか周知しても浸透しないところがありますので、浸透させる方法の一つのデータとしてということです。

(会長) この資料ですけれども、26件のうち23件が60歳以上と書いてあるのですが、65歳以上は何件なのですか。

(府中警察署) 細かいところは分かりません。

(委員) 交通事故は65歳以上で書いてあるので、振り込め詐欺も同じでないと、基準としては違うのかなと思います。

(府中警察署) 先程も説明しましたが、交通部では65歳というところで区切りがありますので、私ども府中警察署の方では、65歳としていただいても不都合はございません。

(委 員) こういう資料を見せていただくのなら、振り込め詐欺が60歳以上となっているのなら、交通事故も60歳以上として欲しいです。比較をするものであれば、そういう資料の提供をしていただいた方が分かりやすいと思います。

(委 員) 確かに6万人の人をですね、今でも個別に訪問されたりして、我が家にも来られたことがありますけれども、確かに足で稼ぐというのは大変なことだと思います。まして、私の住んでいる町の交番にはほとんど人がいません。逆に言うと、そこら辺の体制を強化して個別にやっていくというその前段階の整理をした方が早いのではないかという気もしますね。実際問題として、6万人の人を足で回って行くというのは不可能ではないですか。逆に言うと、自治会とか防犯協会が警察署に集まって色々な実情を話たりして、自治会はそれを持ち帰って、みんなに配布したりしていますけれども、今あるやつを強化するとか、そういう形の方が、先程言われた周知とかもより効果があるように思います。

(委 員) データの内容はどこまででしょうか。市ではどういうところまで掌握していて、例えば以前に出た、体の障害を持っている方達のそういうデータのように、そういうところまでなのか、それとも65歳はどこに住んでいるのかというその辺のところまでなのか、どういうデータなのでしょう。職業とかそういうのも含まれるのでしょうか。年齢と名前と住所、それだけなのでしょう。

(府中警察署) 住所と氏名と生年月日と性別ですね。

(委 員) 住基ネットに登録するものと同じ内容ですかね。

(事 務 局) 実際に審議に掛かっておりますのは、住基データの提供に

なります。

(委 員) それ以上のものはないのですね。

(事 務 局) 無いです。

(府 中 警 察 署) 大量だということで審議になっているのですが、通常1件2件ということであれば、常に出していただいている状況にあるのですけれども、何万人ということで審議になっていると思います。

(委 員) 最近この振り込め詐欺に関しても、相当、何年も前からテレビなどで周知徹底はされていて、実際に銀行員の方が注意したり、警察の方から注意したりしても振り込んでしまうケースが多々あると言うふうに聞いているので、単にデータを集めるだけではなくて、別の方法を考える段階にきているのではないかという気もしないではないのですけれども。

(府 中 警 察 署) あらゆる手段を講じてやっているのですが、それが浸透していないところがあると思うので、その指導を徹底するためにも、やはり住民のデータが必要になってくることなので、未把握部分の方々どうして騙されてしまうのかというところがあると思うので、そこを徹底したい気持ちがありますので、是非とも提供していただければと思います。

(委 員) これ一回で60歳以上ではなくてですね、例えばですね、後期高齢者ある意味では75歳以上とかそういう中でやって見て、ある程度絞られますよね。それでこういう効果がありました。もう少し下に下げてもっと守りたいのだということであれば、すごく説得力が出てくるのかなと思います。やはり、今心配されている中の一番は高齢者、特に60歳くらい

の高齢者ではなく、70歳、80歳くらいの高齢者の方がどうしても被害の可能性が多いのであれば、もう少し年齢層を今回は高くして、情報提供していただいたうえで、その後、このような成果が上がっているのだということで、だから是非、60歳まで下げていただけないでしょうかねという、2段階的な提案的なものはいかがでしょうかね。そうすると説得されるのではないかと思います。もちろん我々も有難いことなのですけれども、ただ、提供されるとされた方にも責任が残ってしまいますというのが大きな問題ではないかと思います。

(府中警察署) 重要なデータですので、なかなか苦しいものだと思います。

(委員) そうですよ。

(委員) そもそも問題として、どれだけの効果があるのかというところが疑問なのですけれども、4万人とか6万人の人達に面談をしてですね、色々指導とか啓蒙するというのは分かるのですけれども、それが1回2回でどれだけ意味があるのかということです。これはたぶん警察官の方々がなされる訳ですよ。僕はむしろソーシャルワーカーとかそういう警察とは管轄が変わるかもしれませんが、要するに実行性の問題ですけれども、そういう方がむしろ良いと思うし、今までのお話伺っていて、生活安全課の方で、実際にそういう作業をやってどれだけ効果があるのかということ、どれだけ議論して詰めているのかが少し分からないのですけれども、もしその辺があれば教えていただきたいのですけれども。

(府中警察署) 他の自治体さんからすでにデータを提供していただいている警察署でどのくらいの効果が上がっているのかは、今のところは分からない状況だとは思いますが。6万件、4万件という数字はあると思うのですけれども、警察にあるデータ、今

まで活用していたデータがありますので、そこで絞っていき
たいなというところがあります。そこで足りない部分のデー
タをピックアップするというような作業が必要になると思
います。限られた警察官で対応しますので、6万人をただ廻
るという訳にはどうしてもいかないと思います。その辺はデー
タを活用するのですけども、活用する部分として、差し替え
というか照らし合わせができないと、足したり引いたりとか
ができないので、その辺の作業はやはり必要だと思
います。今までもすでに何年もやっていますので、その中で得たデー
タがありますので、そのデータとの照らし合わせが必要だと思
います。

(会 長) 今お話あったことは大変よく分かる訳で、今までは個別の
声かけとか訪問とかそういったことをやって、掘り起こす
みたいが高齢者の存在を認知していた訳なのだけれども、それ
と市とかが持っている帳簿ですね、そういう客観的なデー
タを照らし合わせて、外れている部分が無いかというのをチェ
ックしたいというそういう発想、欲求を警察側がお持ちにな
るといのはよく分かるし、それはある意味合理的なのだろ
うと思いますね。やはり色々な人間が個別に掘り起こしてい
たデータというものは、どうしてもばらつきがでたり、穴が出
てきたりすることがあるので、それをもう一度客観的なデー
タと照らし合わせて、重要な部分が抜け落ちている部分がない
かということを確認して、抜け落ちている部分がありそう
であれば、そののところに、例えば今まで全然認知認識でき
ていなかった、かなりの高齢者の人が、こういうエリアにい
るといことが分かれば、そこに警察官を重点的に声かけや
訪問をさせるということには、それなりに一定の政策的な犯
罪予防的な効果というものは期待できるのだらうと思
います。それは非常によく分かるのですけれども、その時に、その客
観的資料との照らし合わせをするための資料を、60歳とい

うレベルで線を引くと、却ってご苦勞されるのではないですかという、そういう危懼はありますよね。

(府中警察署) それはありますけれども、苦勞は厭わないでやらないといけないと思います。

(会 長) 分かりました。さて、色々な議論が出て、私も大体、肝心なポイントみたいなところは分かってきたような気がします。他の委員の皆様も大体同じような感想を抱かれていますのではないかと思います。まず、第一に府中警察署に、範囲はこれからのちに議論することといたしまして、この一定の範囲の高齢者の方に関する個人情報、この個人情報の種類は先程お話のあった4種類という極めてシンプルなものでございますが、この個人情報を外部提供すること自体について賛成でいらっしゃるか、反対でいらっしゃるかという、その部分、結論的などころをお聞かせいただければと思います。それではお一方ずつ伺ってまいりたいと思うのですが、植田委員いかがでしょうか。

(委 員) 提供することはいいと思いますが、ただ、合理的には、極めて限定的に解釈すべきものでしょうから、数で言って6万何千人、それを一挙にやるということには少し疑問があると、そういうふうに思います。

(会 長) 加藤委員いかがでしょうか。

(委 員) 私もそれ自体は結構だと思うのですが、やはり年齢的などころをもうちよっと検討してというところですか。

(会 長) 菅野委員いかがでしょうか。

(委 員) 自分も今回始めて参加した次第なのですけれども、60歳
という自分もその年齢でありますので、先程来もあります
ように、年齢が65歳で良いのかとか、その辺のことは全く
外して、言ってみれば、基本的には賛成なのですけれども、
そのデータ処理の方法をですね、警察署の方でどう具体的に
より良いデータ活用ができるかということが分かるような方
法でできればなと思います。あまりにも件数が多いというこ
とで、先程来、皆様がおっしゃっているように、若干危惧す
ることの方が多いと思いますので、是非、合理的なやり方で
利用していってければなと思っています。

(会 長) 北谷委員いかがでしょうか。

(委 員) 今言われたような年齢的な問題と、あと、年齢を絞ると同
時に、先程言った単身者という捉え方を検討していただく
ということが前提であれば、守って頂くという意味からも、基
本的には提供これは賛成です。

(会 長) 根岸委員いかがでしょうか。

(委 員) 私は、先程からお話はしているのですけれども、府中警察
署だけで管理、活用することが基本的条件であれば、外部提
供に関しては反対ではございません。ただ、年齢的なものが
非常に広範囲に渡りますので、その辺のところは議論の少し
余地があるのかなという気はしますけれども、基本的には異
議はございません。

(会 長) これは当然、府中警察署に提供された個人情報、警視庁
の生活安全部の方に、さらにまた簡単に提供されて行くよう
なことは、もちろんない訳ですよ。

(会 長) 和中委員いかがでしょうか。

(委 員) 議論の中で提供すること自体には、絶対駄目だということではそういう議論はございませんので、ただ適用の範囲内でどこまでというようなことですので、私は60歳でもいいとは思いますが、それはそれでその中でおそらく75歳以上とか、こうやって括って、ある年齢以上を重点的にしろとかというのは、またその中で検討されるのではないかとと思いますが、ただ、多ければその中で良いという判断のもとで、60歳とか65歳とかというのはしないで、そこは先程出ていたようにしっかりと吟味されて、なんで65歳ではなくて60歳であるかとか、そういうようなことをしっかりと押さえられて、その上でということをしつかり論議したということで、承るなら良いと思うのですが、そうでないと安易に多ければ多いという形では、そういう考え方はなさらぬ方がよろしいのではないかと思います。以上です。

(委 員) あとは情報の管理。これは警察の方でしっかりやっていただけののでしょうかけれども、それでも情報は結構漏れてしまいうし、紛失もするのですよね。結構漏れたとかありますけども、今回の場合は特に弱者の情報ですから、一旦漏れると本当に悪用されるケースが、昔の訪問販売ではないですが、家の前に丸印を付けるではないですが、一挙に悪用される可能性があるのも、もし提供する場合には、そのところは通常の情報よりも、より厳重な管理をするようなそういう手段も必要なのかなと思います。

(会 長) それでは、すべての委員の先生がこの外部提供それ自体については、使用することに相当の理由があり、公益上の必要性もあるというふうにお認めいただいたものと思います。そのうえで、次に、事務に必要な限度であるかという観点から、

提供する個人情報の対象年齢の問題の議論を着眼させていた
だきたいと思います。審議事項として定義されている内容は
60歳以上ということになりますので、この点に関して、何
か答申上付記しないと60歳以上の高齢者の個人情報の外部
提供が是とされたということになってしまいます。60歳と
いう年齢の基準を設けることにつきましては、批判的なご意
見をお持ちの委員の先生が多かったように承っておりますの
で、この点について若干ご意見をいただいたり、具体的な年
齢の別案がありましたら、この席の方でご提示いただければ
と思いますが、一つは65歳という考え方はあり得るところ
で、先程ご担当の方からもお話がありましたように、他の地
方公共団体では65歳を基準として外部提供しているという
例もあるようでございます。

和中先生の先程のご意見というのは、60歳で構わないけ
れども、その使用方法にご留意いただきたいというニュア
ンスですよ。そうですから、60歳を基準とする外部提供に
関して、一応是とするというご意見ということになりますね。

(委員) 資料を提供して、それにやはり危険性があるのだとするな
ら、必要範囲内の資料提供に、最小限に抑えるべきだと、そ
れが利用できる範囲で考えれば、私は65歳よりもっとずっ
と上、どこら辺というのは分かりませんが、75歳と
か一つの基準があるようなところでラインとして引いて、そ
の中から延長線上で必要があればまた審議会にかけるという
流れもあるので、私は具体的に言えば75歳ぐらいを基準に
するのが良いと思います。75歳以上はどのぐらいの人数が
いらっしゃるかということもあるのでしょうけれども。

(総合窓口課) 先程少し申し忘れたのですが、先程申しあげました人口は
住民基本台帳人口となりますので、今回も75歳以上の住民
基本台帳人口で申しあげますと、22,083人です。

(委 員) 75歳以上がですか。すごいなあ。

(会 長) ちなみに70歳は何人ですか。

(総合窓口課) 70歳ですと33,702人です。

(会 長) 要するに、今まで警察の方で独自で補足している人数というのは、個別のメンバーが一致しているかはともかくとして、大体70歳人口とほぼ計数的には同一ということになっているということですかね。だから、警察としては、すでに3万人強くらいは補足しているので、65歳以上ぐらいを補足しないと外部提供をいただく意味があまりないし、できれば60歳ぐらいで広く補足したいというのが、警察の方のご希望なのだろうと思います。それを前提に考えるべきですね。

(委 員) もう一つ基本的なことですがよろしいですか。今回の資料を12月末現在などのもので提供するとしますよね。今後の考え方なのですが、当然、毎年年齢はどんどん上がっていきますよね。そうすると人数的に、今の府中の人口ですと、70歳でも65歳でも追加する人が結構多くなっていきます。そういう場合の資料提供は、ここで通った段階で、次回以降も来年以降も継続するという考え方ですか。

(会 長) それはそうでしょう。

(委 員) そういうことであれば、増えていくのですから、それこそ最初は少なめで管理して行きながらという考えも一つ必要なのかなと思います。

(会 長) さて、全ての委員の先生方が、このテーマの問題性や具体的な細かい作業、詰めの部分のところまで充分ご理解いただ

いて、そろそろ個別のご意見を伺えるところまで熟してきていると思うのですが、答申としては、ある程度具体性のあるものを出さないと実施機関側も困ってしまうと思いますので、ずばり外部提供それ自体は必要性を認めて是とするけれども、その対象年齢については、60歳以上というのは広きに失していると、具体的には何歳以上の高齢者の個人情報の提供が妥当であるというふうに思料し、答申するという主文にしたいと思いますので、ずばり年齢を皆様から言っていただいですね、若干みんなで詰めて、全員で一応一致できる年齢というものを決めて、答申の内容とさせていただきたいというふうに考えているのですが、そういう進め方でよろしゅうございますか。

それでは、植田委員からまずはお願いできますか。まだこれから議論がありますから。

(委 員) 難しい問題ですよ。60歳でも犯罪に遭う人は、例えば心身に弱いとか年齢が高くなればそのリスクは高くなるでしょうけれども、そう考えると幅広い方が良いというものもあるのですけれども、法の趣旨とかを考えると、やはり60歳というのはどうなのかなという気はしております。やはり65歳もしくは75歳のどちらかだと思います。

(会 長) 加藤委員いかがですか。

(委 員) そうですね、僕も結論的には75歳でよろしいと思います。理由は極めて重要な問題で、情報が公開されてしまう訳ですから、漏れるという危険は基本的には無いとは思いますが、その問題と、そういう個人情報がこの審議会で決まって、例えば60歳以上ないし65歳以上と認めたことの理由を説得的に市民の皆様に伝えることができるのかどうかということ。僕自身も府中に住んでいまして、もう20年以

上住んでいるのですけれども、おまけに、実は60歳から65歳の間の年齢なのですけれども、そうすると、仕事をしている現役なのですけれども、先程色々お話伺っていて、訪問していただいて教えていただくのは結構ですけれども、それで本当に効果があるのか、以前にも何回か来ていただいたこともありますけれども、どれだけのことが伝わってどれだけのことが効果あるのかというところが納得出来ないところがまだありますし、ここで決まりますとお話がありましたように、基本的に反永久的に情報が公開されるという極めて重要な、ある意味深刻な問題で、僕は市民の皆様はその正当性を説得することはできないということで、もしやるのであれば、ある程度年齢を高くしておいて、試行錯誤ということでやってみて、ある程度の効果があって、やはりこれは年齢を下げていただきたいということで申し出があった場合には、再度審議をして検討するというのがよろしいかなと思ひまして、一様今回は75歳が良いのではないかという意見です。

(会 長) 菅野委員いかがですか。

(委 員) 私も加藤委員と同じように大体75歳ということで、希望としては持っているつもりです。自分自身に照らしていくと、何となく年寄りの烙印を押されたような気がしてしまって、非常に辛いものがありますので、75歳が年寄りであるかないかは別として、やはり毎年毎年75歳になる方が当然増えていく訳ですから、そのようなところで、一つのボーダーを括っていただければなというふうに思います。

(会 長) 北谷委員はいかがですか。

(委 員) 私も75歳ぐらいが良いと思うのですが、ただ、これは府中だけではなくて、他の市町村でも同じように議論されてい

るとした時に、また、そのような情報が欲しいと言われた時の基準から考えると、私は理想としてはそうあるべきだと思うのですが、60歳を提案されて75歳を提供することもどうかと思うところもあるので、求めている目的からすると、70歳ぐらいでも良いのかなとも思うのですが、ただ、理想はやはり75歳でいきたいと思います。どっちつかずの意見で申し訳ないのですが、一応そういう形です。

(会 長) 根岸委員いかがですか。

(委 員) 難しいところなのですが、私は管理運営が警察署でできるという話をしたのですが、ただ、毎年毎年増えて行く部分も全部含まれることになると、6万という数字が7万なのか、どんどん増えていく訳ですよ。また、それと同時に、今地域でも70歳以上で老人会というものを作っているのですが、老人会の加入者がどんどん増えてきているのです。そういうことを考えると、膨大な数字の資料データになってしまうことを考えますと、やはりせいぜい70歳ぐらいが良いのかなという感じがします。

(会 長) 70歳かあるいは場合によっては75歳とかですか。

(委 員) でも、それは警察の方の意向もあるでしょうから、私は70歳ぐらいが限度かなと思います。

(会 長) 和中先生、年齢はいかがですか。

(委 員) ここに出ていらっしゃる方は、すごく言い方が適當ではないかもしれませんが、皆様しっかりしている方で、そのような方と普段もお付き合いがあると思うのです。そういうことからしまして、やはり他の市町村等で65歳という

ことで、府中ではそれ以上のことを何とか掌握して、良い市民生活ができるようにということで、60歳という数字が出てきたと思うのですね。皆様のご意見を聞きながら、私はかなり年齢が低くても、そういう老人会に出て来られない方で、結構やはり苦労されている方がいらっしゃるので、私は先程60歳でも良いと言いましたが、交通分野での指標にもなっている年齢の65歳というところが良いと思っています。

(会 長) 　少し事務局に確認したいのですが、今回の警察からの外部提供の申し出につきましては、要するに、この平成24年1月の時点、あるいはもう少し後になるかもしれませんが、1回名簿を出してもらいたいだけというふうに理解すべきなのですか、警察の方はどう考えているのですか。

(府中警察署) 　さらに審議していただいても良いかとは思いますが。

(会 長) 　毎年、経時的にリストみたいなものを、ある一定の時期、1月中に1月1日付の情報を出してもらいたいみたいなことまで求めていらっしゃるのか、それとも今回1回だけ情報をストックしてそれでしばらく様子を見て、5年や10年後にまた同じような申し出をする、そういうお考えなのですか。もし後の方だとすると、今回の外部提供の申し出に対する答申は、今回の件だけということになって、実施機関が提供するのも今回のリストだけということになりまして、毎年経時的に出されるということではどうも無いということになってくるのだらうと思います。だから、今回この時点における60歳なり65歳なり75歳なりの個人情報が出されて、一回性の議論ということになってきますが、これはどちらの申し出なのですか。事務局はわかりますか。

(事務局) いただいているものからは読み取れないので、担当の方にお聞きいただかないと分かりません。

(府中警察署) 犯罪だとか交通事故だとかというのは、やはり特殊な続くものですから、それがまた高齢者のデータということで、そこで活用度がありましたら、またどんどん続けていかないといけないということがあると思います。

(会長) 警察としては毎年ある一定時期のデータが欲しい訳ですよ。たぶんね。市の側も一旦ここで我々が答申を出して実施機関がやるというゴーサイン出した時には、毎年出していくという形で恒常化していく可能性は高い訳ですよ。

(府中警察署) できればそうなのですが。高齢者データという名前に、非常に皆様引っかかる場所があるように思いますが、区切りの年齢としては、60歳、65歳、70歳、75歳とありますが、75歳という年齢では、なかなかデータの対応が難しく、やはり一番その間の人達のデータが必要であると考えています。あるいは、65歳という年齢については、他の自治体や交通関連でもやっていますので、それはお示しできると思うのですが、私どもとしては65歳ぐらいが良いのかなと思うのです。75歳ぐらいだと車を運転しないで歩行者の方になってくると思っていますので、60歳が駄目なら65歳ぐらいでいただければと思います。

(会長) 60歳が駄目でも65歳ぐらいは持って帰りたいと。

(委員) 先程少し確認しました継続性の問題なのですが、継続性しない限り転入転出等も出てきますよね。そうすると、登録している人もいればいない人もいます。こんな理屈は無いですよ。だから、やはり継続するのは当たり前のことだと思うし、

更新という問題も、当然60歳と決めたら、今度は新しく60歳になった人には提供しないなどという理屈は無いでしょう。やはり考え方としては継続で、60歳を基準とすることになると思います。そうすると、一回提供した資料はもう取り返しがつかないですよ。だから、慎重にはかるべきだと考え方を、裏付けを持っていかないといけないのかな。だから、一度例えば65歳でも70歳でも実際にやって見て、23件がどのくらいそれによって減るのかとかを見るべきであると思いますが、考えたらすごく微妙なことだと思いますよね。これが300件500件あるものならば、これが2割減ったよかったですねという話になりますが、23件が一気に減ったとしても、これがこの成果ですよといえるものなのか、またちょっと性格が違うのかなという気がします。私はどうしても裏とか色々なことを考えてしまう方なのですが、目的と言いながら、果たしてこれが本当の目的になっているのかなと、申し訳ないのだけれども、そういう捉え方をどうしてもしてしまう。だから、資料提供は最小限にすべきであると思います。申し訳ないのだけれども、警察の中でも少し情報漏らす人がいないとも限らない。出てしまった時に何故そんな資料をとということになったときを考えても、やはり最小限に留めておくことが必要なのかなと思います。

(会 長) 分かりました。さて、委員の皆様から具体的な年齢についてもお話いただきましたが、75歳ぐらいのところでは切る方も多かったのですが、一方で65歳あるいは70歳という意見もあったように思われます。また、警察の側からもですね、他の自治体が大体65歳ぐらいで提供していただいているのでという、非常に辛い胸の内もお明かしいただきまして、一応私の方からの提案ということで、70歳という形での提供はいかがでございでしょうか。70歳について若すぎる、あるいは上すぎるというご意見をお持ちの委員の先生方いらっ

しゃいますでしょうか。大体皆さまのご意見を聞いて真ん中
辺りで取ったつもりなのですが。70歳はいかがでしょうか。

（委員） 逆に会長に質問なのですが、ここの審議会は審議会として、
弁護士という立場にある方から見て、こういうものに対する
70歳という基準は、一般的な捉え方としてはよろしいので
しょうか。

（会長） やや高めなのかなと思います。多分65歳ぐらいでやって
いるところが多いだろうと思います。65歳でやっても不見
識との誹りはたぶん受けないだろうなとは思いますが。要す
るに、かつては、もう60歳から高齢者だと思うのですけれ
ども、今現在は65歳から一応高齢者というような位置付け
に大体行政庁もなっていて、75歳から後期高齢者ですよ。

（委員） それであれば、私の個人的な意見としては、このような問
題があるということを確認していただいたうえで、私は65
歳に訂正させてください。それであれば、これだけの議論あ
るということを確認していただいて、そのうえで、私は
70歳から65歳に訂正させてもらいたいと思います。

（会長） そうですか。他の委員の先生方いかがでしょうか。植田先
生はいかがでしょうか。

（委員） 私は先程65歳もしくは75歳と申しましたが、65歳と
いうのは今まで議論されているような他との兼ね合いもある
のだろうけれども、65歳であっても、60歳であっても、
体が弱い人などは犯罪に遭う確率はある訳で、余りそれには
こだわらない方が良く、65歳で提供するかあるいはもっ
と少なく提供するかというだけの問題だから、別に私は65
歳でも構わないと思いますので、そのように申しあげました。

- (会 長) 加藤先生は75歳で、65歳は少しという感じのご意見に承ったのですが、65歳にはやはり反対ですか。
- (委 員) できれば先ほど申しあげた理由で、70歳ということであれば結構です。
- (会 長) 菅野委員はやはり75歳でしたよね。65歳か75歳かというといかがですか、
- (委 員) 5歳とか10歳の違いがどうであるかというのが微妙なところですが、概ね皆様の意見として65歳が妥協案であるならば、なんら反対する意思は持ち合わせていないと思います。
- (会 長) 北谷先生は先ほど65歳でしたので、根岸委員はいかがですか。
- (委 員) そうですね、私は最初に申しましたとおり、管理運営ができるのであれば、60歳からでも良いという気持ちがあるので、特に、府中だけではなくて全体的な動きがそういうことであれば、65歳ということにも抵抗はございません。
- (会 長) 和中先生も先程65歳でということでしたね。
それでは加藤先生、それから今お話いただいた根岸先生、こうした委員の皆様の意思を反映する意味でも、65歳の外部提供をしたうえで、その情報の管理及び使用方法につき、特段の注意を払われたいという付言を付けることによって、65歳以上の外部提供に関して是とする意見を答申として上げさせていただきたいと思いますが、そういうことで加藤委員よろしゅうございますか。今申しあげた付記をしてください。そのうえで、答申の原案を作ってください、私の方で拝見したうえで決裁いたします。

そういうことで、65歳以上ということで、その高齢者の個人情報警視庁府中警察署への外部提供を是とする。ただし、情報が多数に及ぶことから、その情報の管理及び使用方法につき特段の注意を払われたいということをつ言するという内容で答申をさせていただくということにいたします。

さて、今日の審議事項自体はこれでよろしいのですかね。

(事務局) はい。

(会長) あと、何か事務局の方から、事務手続きに関して報告等がございますでしょうか。

(事務局) 連絡事項になりますが、開会前にご提出いただいた委員の方もおられるのですが、事前に郵送させていただいております、委員報酬の振込みにかかる委任状を、本日お持ちでしたら、お帰りの際に事務局までご提出いただければと思います。

(会長) 今回の審議事項、それから今事務方から説明がありました事務的な手続き、その他何でも結構でございます。委員の先生方から何か質問等ございましたら、ここでお話いただければと思いますが、特にございませんでしょうか。

それでは以上を持ちまして、今回の審議会を終了させていただきたいと思います。どうも長時間にわたり熱心な議論ありがとうございました。

(事務局) ありがとうございました。